



MONTHLY NEWS

今月の
ニュース

NEWS

1

後期高齢者医療制度の保険料
軽減の方法を4月から変更

軽減の対象や割合を一部見直しました

年間の
保険料

均等割 (加入者が等しく負担する額)

49,809 円

+

所得割 (所得に応じて負担する額)

(前年所得 - 33万円) × 10.51%

均等割と所得割の軽減対象や割合が変わります

均等割① 軽減される世帯の所得基準額の引き上げにより対象世帯を拡大

均等割軽減の割合が変更となる世帯

均等割	年度	前年の所得が以下の金額より低い世帯
5割軽減	28	33万円 + (26万5,000円 × 世帯の被保険者数)
	29	33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	28	33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)
	29	33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)

均等割②

加入の直前に被扶養者だった方の
軽減割合を引き下げ28年度 9割軽減 → 29年度 7割軽減
※所得割は変わりません

所得割

前年所得から33万円を引いた額が
58万円以下となる方の軽減割合を引き下げ

28年度 5割軽減 → 29年度 2割軽減

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の保険料の軽減割合などを、平成29年度分から一部変更します。

これは、高齢者の保険料を現役世代より低く抑える特例の見直しに伴い行うもの。保険料のうち、加入者が等しく負担する「均等割」を軽減す

52 詳細 保険企画課 (211) 29

る対象や割合が変わるほか、所得に応じて負担する「所得割」の軽減割合が引き下げになります。

6月中旬に後期高齢者医療制度に加入している方へ送付する通知をご確認ください。

NEWS 2

8月から高額療養費の
自己負担限度額が変わります

住民税が課税されている世帯で70歳以上の方が対象

8/1(火)
から住民税課税世帯で70歳以上の方の
自己負担限度額が変わります

障害認定を受け、後期高齢者医療制度に移行した65歳以上の方も対象です

高額療養費の自己負担限度額



区分(収入単位)		1カ月の自己負担限度額	
		7月まで	8月から
現役並み 所得者 (年収370万円 以上)	外来 (個人)	44,400円	57,600円
	外来+入院 (世帯)	80,100円+(医療費総額 -267,000円)×1%*	
一般 (年収156万円～ 370万円未満)	外来 (個人)	12,000円	14,000円 (年間上限 144,000円)
	外来+入院 (世帯)	44,400円	57,600円*

※過去12カ月で世帯単位における高額療養費の支給が4回目以降の場合は44,400円

1カ月の医療費が一定額を超えた場合、超えた分の金額を支給する高額療養費制度。70歳以上の方が負担する医療費の限度額が変更になります。

これは、高齢者が支払う医療費を収入に応じた額にすること、世代間で負担の偏りをなくするためのもの。自己負

担限度額の一部が増額になる一方、年収156万円～370万円未満の方が外来受診した際の年間上限額が新設されます。

詳しくは、国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者は保険企画課 (211) 2952、その他の方は加入先の保険者にお問い合わせください。